

令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の届出等留意事項

介護職員等特定処遇改善加算（以下、「特定加算」という。）は、現行の介護職員処遇改善加算（以下、「現行加算」という。）に加え、介護職員の確保・定着につなげていくために創設され、経験・技能のある介護職員に対し、更なる処遇改善を行うとともに、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができることとなっています。

特定加算に関する届出等については、次のとおりです。詳細につきましては、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成31年4月12日付老発0412第8号）、以下「厚労省通知」という。）等を確認の上、提出してください。

① 届出

「令和元年度介護職員等特定処遇改善加算届出書チェック表」により、記載内容及び必要書類を確認の上、当該チェック表とともに郵送してください。

なお、記入漏れなど書類に不備がある場合は受理できないことがありますので、十分確認の上、送付してください。

(1) 提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県長寿介護課 居宅介護担当
※封筒には、「令和元年度介護職員等特定処遇改善加算届出書在中」と朱書きしてください。

(2) 提出期限

令和元年8月30日（金）（当日必着）

※令和元年10月サービス分より加算を算定する場合

(3) 提出書類

1. 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算届出書チェック表
加算届出書類等の作成及び提出にあたってのチェックリストになります。必ず提出してください。
2. 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算届出書（別紙様式1-1、1-2）
いずれかを提出してください。
 - ・単独の事業所（サービス）で届け出る場合 → 別紙様式1-1
 - ・複数の事業所（サービス）を一括して届け出る場合 → 別紙様式1-2
3. 介護職員等特定処遇改善計画書（別紙様式2）
必ず提出してください。
4. 介護職員等特定処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）（別紙様式2（添付書類1））
介護職員等特定処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）（別紙様式2（添付書類2））
介護職員等特定処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）（別紙様式2（添付書類3））
複数の事業所を一括して届け出る場合には、すべて提出が必要です。
5. 職員へ処遇改善計画を周知したことの証明書
参考様式「令和元年度 介護職員等特定処遇改善計画 周知証明書」を必ず提出してください。
6. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等
必ず提出してください。
併せて、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」も提出してください。
なお、別紙様式1-2（一括届出用）で複数の事業所を一括して届け出る場合、事業所（サービス種類）ごとに当該届出書及び一覧表を提出してください。

② 特定加算の対象サービス及び加算率

特定加算の加算算定対象サービス及び非対象サービスについては以下のとおりです。
また、それぞれのサービスの加算率についても以下に示します。

加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員等特定処遇改善加算の区分に応じた加算率	
	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%
・（介護予防）訪問入浴介護	2.1%	1.5%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.2%	1.0%
・（介護予防）通所リハビリテーション	2.0%	1.7%
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%
・（介護予防）認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・（介護予防）短期入所生活介護	2.7%	2.3%
・介護保健施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	2.1%	1.7%
・介護療養施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））	1.5%	1.1%
・介護医療院サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）	1.5%	1.1%

加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・（介護予防）福祉用具貸与 ・特定（介護予防）福祉用具販売 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	0%

③ 特定加算の区分と要件

特定加算の区分は「特定加算Ⅰ」又は「特定加算Ⅱ」のいずれかです。

区分	要件
特定加算Ⅰ	①介護福祉士の配置等要件、②現行加算要件、③職場環境等要件及び④見える化要件の全てを満たす
特定加算Ⅱ	②現行加算要件、③職場環境等要件及び④見える化要件の全てを満たす

要件については以下のとおりです。

① 介護福祉士の配置等要件

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定している必要があります。

ただし、訪問介護にあっては特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は日常生活継続支援加算となります。

② 現行加算要件

現行加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定している必要があります。現行加算Ⅳ、Ⅴの場合は特定加算を取得できません。

ただし、特定加算と同時に現行加算にかかる計画書の届出を行い、現行加算ⅠからⅢのいずれかを取得した場合、対象となります。

③ 職場環境等要件

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月まで（今回であれば令和元年7月まで）に取り組んだ処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知する必要があります。

なお、この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「別紙様式2（2）職場環境等要件について」にある、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の各区分からそれぞれ1以上の取組を行う必要があります。

④ 見える化要件（※令和2年度（2020年度）から）

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していることが必要となります。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載してください。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表してください。

なお、当該要件については令和2年度（2020年度）より算定要件となります。

④ 介護職員等特定処遇改善計画書（別紙様式2）について

（1）特定加算算定対象月及び特定加算の見込額の計算（※別紙様式2の（1）④⑤関係）

○特定加算算定対象月（令和元年8月30日（金）までに提出する場合）

令和元年10月から令和2年3月までの6月間

○特定加算の見込額の計算

・特定加算算定対象月に提供されたサービスに係る特定加算の見込額を計算します。

特定加算の見込額＝介護報酬総単位数（見込数） × サービス別加算率 ×
1単位の単価（本県の場合は10円）

※介護報酬総単位数は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（現行加算を除く。）を加えた1月当たりの総単位数とし、算定を受ける年度における介護サービスの提供の見込数により算出してください。

（2）賃金改善実施期間の設定及び賃金改善の見込額の積算（※別紙様式2の（1）⑥⑩関係）

○賃金改善実施期間の設定

・加算算定対象月数と同じ月数の連続する期間を賃金改善実施期間として設定する必要があります。

・当該期間の月数は特定加算の対象月数を超えてはいけません。

○賃金改善の見込額

・令和元年度の賃金改善実施期間内に支払い予定の介護職員の賃金改善の見込額（⑥）を積算します。加算を受けるためには、この賃金改善の見込額（⑥）が加算の見込額（⑤）を上回る必要があります。

※ 賃金改善実施期間内であれば、賞与（一時金）等で一括支給することもできます。

※ 対象となる賃金改善を行う給与項目は、基本給、手当、賞与等から特定してください。

※ 賃金改善に伴う法定福利費の事業主負担の増加分を、賃金改善所要見込額に含めることができます。

（3）別紙様式2の⑪について

○賃金改善を行う賃金項目及び方法の記載

・増額若しくは新設する給与の項目（基本給、手当、賞与等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載してください。

- 「経験・技能のある介護職員」の基準設定の記載
 - ・基準設定の考え方については、必ず記載してください。
 - ・「経験・技能のある介護職員」のグループを設定できない場合、その理由を具体的に記載してください。
 - ・「月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」が0人の場合、その理由を具体的に記載してください。

(4) グループの配分対象と配分方法 (※別紙様式2の(1)⑦⑧⑨関係)

○賃金改善の対象となるグループ

①経験・技能のある介護職員

介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる介護職員が対象です。「経験・技能を有する」の考え方については、「所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員」が基本とされていますが、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算するなど、各事業所の裁量により柔軟に設定が可能です。

「経験・技能のある介護職員」の考え方については、別紙様式2の⑩に必ず記載してください。

②他の介護職員

上記①の介護職員を除く介護職員が対象です。

③その他の職種

介護職員以外の職員が対象です。

○事業所における配分方法

実際に配分するに当たっては、上記①～③それぞれにおける平均賃金改善額等について、以下のような要件となります。ただし、それぞれのグループでの一人ひとりの賃金改善額は、柔軟に設定することが可能です。

(ア) ①のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円(賃金改善実施期間における平均)以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上とする必要があります。ただし、以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は、その合理的な説明を、別紙様式2の⑩に記載してください。

- ・小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
- ・職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
- ・8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

(イ) 当該事業所における①の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、②の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上とする必要があります。

(ウ) ②の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、③の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上とする必要があります。ただし、③の平均賃金額が②の平均賃金額を上回らない場合は考慮する必要はありません。

更に、③の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回ってはけません。③で賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象外となります。

⑤ 介護職員等特定処遇改善計画書等の職員への周知等

特定加算の届出を行う事業所は、当該事業所における賃金改善及び賃金改善以外の処遇改善について職員へ周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知する必要があります。

現行加算と同様に、処遇改善計画の内容等を職員へ周知したことを証明する書類(介護職員等特定処遇改善計画周知証明書)を提出してください。

⑥ 変更の届出について

介護職員等特定処遇改善加算届出書の内容について、以下について変更があった場合、「介護職員等特定処遇改善加算変更届」により、必要書類を添えて、届け出てください。

- ・会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員等特定処遇改善計画書の作成単位の変更があった場合。
- ・一括して申請を行った事業者において、当該申請に係る事業所等の増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合。
- ・就業規則・給与規程を改正（職員の処遇に関する内容に限る。）した場合。
- ・介護福祉士の配置等要件の適合状況の変更により、特定加算の区分が変更となった場合。